

平成18年第2回士別市議会定例会会議録(第5号)

平成18年6月23日(金曜日)

午前10時00分開議

午前11時45分閉会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 報告第 7号 出資団体の経営状況報告について

日程第 2 報告第 8号 出資団体の経営状況報告について

日程第 3 報告第 9号 出資団体の経営状況報告について

日程第 4 報告第10号 出資団体の経営状況報告について

日程第 5 議案第74号 士別市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第75号 士別市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第79号 平成18年度士別市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

日程第 6 議案第81号 工事請負契約の締結について

議案第82号 工事請負契約の締結について

日程第 7 議案第83号 工事請負契約の締結について

日程第 8 意見書案第 8号 多寄郵便局、上士別郵便局、温根別郵便局の外務事務を士別郵便局に統合する計画に反対する意見書について

意見書案第 9号 医師・看護師等の大幅な増員を求める意見書について

意見書案第10号 教育予算の充実を求め、義務教育費国庫負担制度を堅持することを求める意見書について

意見書案第11号 自治体財政の充実・強化を求める意見書について

意見書案第12号 若者の雇用対策の抜本的強化を求める意見書について

意見書案第13号 道路整備に関する意見書について

日程第 9 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第10 推薦第 1号 士別市農業委員会委員の推薦について

日程第11 議案第84号 議員の派遣について

閉会宣告

出席議員(22名)

副議長 1番 山居 忠 彰 君

2番 北口 雄 幸 君

3番 伊藤 隆 雄 君

4番 井上 久 嗣 君

5番	丹 正 臣 君	6番	粥 川 章 君
7番	小 池 浩 美 君	8番	柿 崎 由美子 君
9番	平 野 洋 一 君	10番	足 利 光 治 君
11番	遠 山 昭 二 君	12番	岡 崎 治 夫 君
13番	谷 口 隆 德 君	14番	山 田 道 行 君
15番	田 宮 正 秋 君	16番	斉 藤 昇 君
17番	池 田 亨 君	18番	牧 野 勇 司 君
19番	菅 原 清一郎 君	20番	中 村 稔 君
21番	神 田 壽 昭 君	議 長 22番	岡 田 久 俊 君

出席説明員

市 長	田 効子 進 君	助 役	相 山 慎 二 君
助 役	瀧 上 敬 司 君	総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局 長	吉 田 博 行 君
市 民 部 長	安 川 登志男 君	保健福祉部長	杉 本 正 人 君
経 済 部 長	佐々木 幸 二 君	建設水道部長	遠 藤 惠 男 君
朝日総合支所長	城 守 正 廣 君	総務課長(併) 選挙管理委員会 選挙 課 長	石 川 誠 君
財 政 課 長	三 好 信 之 君	市 民 課 長	池 田 文 紀 君
商工労働観光 課 長	織 田 勝 君		
市立土別総合 病院事務局 長	藤 森 和 明 君		
教 育 委 員 会 長	佐々木 正 雄 君	教 育 委 員 会 長	朝 日 保 君
教 育 委 員 会 長 教 育 部	佐々木 文 和 君		
農 業 委 員 会 長 農 会	松 川 英 一 君	農 業 委 員 会 長 農 事 務 局	石 川 通 広 君

監 査 委 員 三 原 紘 隆 君

監 査 委 員 長

横 山 日 出 夫 君

事務局出席者

議 会 事 務 局 長 辻 本 幸 慈 君

議 会 事 務 局 長

藤 田 功 君

議 会 事 務 局 幹 事 近 藤 康 弘 君

議 会 事 務 局 査 査

浅 利 知 充 君

議 会 事 務 局 幹 事 岩 端 聖 子 君

(午前10時00分開議)

議長(岡田久俊君) ただいまの出席議員は全員であります。これより本日の会議を開きます。

議長(岡田久俊君) ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

議会事務局長(辻本幸慈君) 御報告申し上げます。

本日の議事日程及び諸報告につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

以上で報告を終わります。

(朗読を経ないが掲載する)

1. 市長から送付された議案は次のとおりである。

議案第81号 工事請負契約の締結について(糸魚小学校改築建築主体工事)

議案第82号 工事請負契約の締結について(糸魚小学校改築電気設備工事)

議案第83号 工事請負契約の締結について(市営住宅北部団地新築建築主体工事)

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

2. 議員から送付された議案は次のとおりである。

意見書案第8号 多寄郵便局、上土別郵便局、温根別郵便局の外務事務を土別郵便局に統合する計画に反対する意見書について

意見書案第9号 医師・看護師等の大幅な増員を求める意見書について

意見書案第10号 教育予算の充実を求め、義務教育費国庫負担制度を堅持することを求める意見書について

意見書案第11号 自治体財政の充実・強化を求める意見書について

意見書案第12号 若者の雇用対策の抜本的強化を求める意見書について

意見書案第13号 道路整備に関する意見書について

推薦第1号 土別市農業委員会委員の推薦について

議案第84号 議員の派遣について

以上報告する。

平成18年6月23日

土別市議会議長 岡田久俊

議長(岡田久俊君) それでは、これより議事に入ります。

日程第1、報告第7号 出資団体の経営状況報告についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苺子市長。

市長(田苺子進君)(登壇) ただいま議題となりました報告第7号 出資団体の経営状況報告につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定により御報告申し上げます。

本報告は、出資団体であります土別市土地開発公社における平成17年度の経営及び決算の状況、並びに平成18年度の事業計画及び予算についてでありまして、詳細につきましては報告資料のとおりであります。順次その概要を御説明申し上げます。

まず、平成17年度の経営及び決算の状況についてであります。計画いたしました先買土地取得事業及び先買用地測量委託事業につきましては、先行取得の申し出がなく、事業の実施には至りませんでした。

次に、土地売却処分についてであります。公有用地及び駅南工業団地用地のいずれも買い受けの申し出がなかったところであります。この結果、平成17年度の事業総収益はなく、管理費の15万1,000円が事業損失となり、事業外収益の2,000円を差し引きまして14万9,000円の当期純損失となった次第であります。これによりまして、前期繰越準備金1億1,210万8,000円から当期純損失14万9,000円を差し引き、1億1,195万9,000円を次期準備金といたしたところであります。

次に、平成18年度の事業計画及び予算について申し上げます。

事業計画につきましては、公有地の拡大の推進に関する法律に基づく先買用地の取得費といたしまして1,000万円及び用地測量調査費として100万円を計上したところであります。

次に、本年度の予算につきましては、計画上、土地売却収入で149万円、借入金1,000万円及び事業外収入1万円を計上し、支出といたしましては、本年度事業計画における費用1,100万円、管理費30万円のほか予備費20万円を計上し、本年度の収入、支出の予算総額をそれぞれ1,150万円と定めた次第であります。

以上申し上げまして、土別市土地開発公社の経営状況報告といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御発言がなければ、以上で報告を終わることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、報告第7号は報告を終わることにいたします。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第2、報告第8号 出資団体の経営状況報告についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） ただいま議題となりました報告第8号 出資団体の経営状況報告につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定により御報告申し上げます。

本報告は、土別市農畜産物加工株式会社の第11期営業年度における経営状況、並びに出資金の管理状況及び第12期営業年度における事業計画及び予算についてでありまして、その概要を

御説明申し上げます。

初めに、第11期営業年度の経営及び決算状況についてであります。当期は地元農畜産物を原料とした市場性の高い卵製品を中心としながら、バレイショ、キャベツなどの加工製品について、すぐる食品株式会社を総販売元とするほか、いももちなどの農産加工製品について、これまでの市内販売を初め、新たに生活協同組合関連の取り扱いを開始するなど販売強化に努めてまいりました。

一方、経営の面においては、最近の原油価格の高騰から重油等の燃料や包装用ビニール資材を初めとする石油関連製品などの値上がりはありましたものの、主力製品であります卵の原料価格が前期を大きく下回って推移いたしましたことから、全体として計画を大きく上回る営業利益を計上したところであります。

製品別の売り上げ状況を申し上げますと、バレイショ製品については、いももちなど20品目で売上数量は184.8トン、売上額は7,164万円であります。キャベツ製品につきましては、お好み焼きの一種であるモダン焼きや小さなネギ焼きを中心とした22品目で190.1トンの8,793万2,000円、卵製品は、錦糸卵など24品目で274.4トンの1億2,857万2,000円となり、その他の売り上げとして525万9,000円あります。

このことによって、製品売上総数量につきましては649.3トン、総売上額は売り上げ目標額2億7,990万円に対して104.8%の2億9,340万3,000円となり、その他営業外収益の132万2,000円を含めまして、第11期営業年度における収入総額は2億9,472万5,000円となったところであります。

また、費用といたしましては、売上原価が2億7,077万3,000円、販売費及び一般管理費で1,590万6,000円、営業外費用156万9,000円、法人税充当額が210万3,000円で、支出総額は2億9,035万1,000円となり、差し引き437万4,000円が当期利益となったところであります。

なお、本市の出資金1,000万円につきましては、本事業資金として適正に管理されているところであります。

次に、第12期営業年度の事業計画及び予算について申し上げます。

本期は、これまでの11年間の経験と実績を踏まえ、全国的な販売網と市場性が確立されている卵製品を軸としながら、地元の農畜産物を原料とした製品の生産・販売に努め、売り上げ目標額の達成を目指すことで事業運営の安定化を図るとともに、地元生産者の所得向上にも寄与できる施設として発展できるよう一層の努力をいたしてまいります。

このことに基づく収支計画についてであります。バレイショ製品、キャベツ製品、卵製品の売上高などによる収入総額を2億9,000万円といたし、これに要します費用は、売上原価及び一般管理費などで2億8,950万円を計上し、第12期営業年度の計上利益を50万円と見込んでいる次第であります。

以上申し上げます。土別市農畜産物加工株式会社の経営状況の報告といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御発言がなければ、以上で報告を終わることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、報告第8号は報告を終わることにいたします。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第3、報告第9号 出資団体の経営状況報告についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） ただいま議題となりました報告第9号 出資団体の経営状況報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により御報告申し上げます。

本報告は、株式会社翠月の第9期営業年度の経営状況、並びに出資金の管理状況及び第10期営業年度の事業計画予算についてでありまして、その概要を御説明申し上げます。

初めに、第9期営業年度の経営及び決算の状況であります。今期は景気の低迷に加え、原油価格の高騰による燃料費や、更には施設開業後9年が経過し、設備・備品等の修繕費なども増加するなど、厳しい環境下での経営を余儀なくされた営業年度でありました。

しかしながら、こうした厳しい環境下の中ではありましたが、宿泊部門におきましては、今日まで継続して取り組んでまいりました顧客ニーズに即応したサービスの提供と年末年始特別企画などの集客活動によって、スポーツ合宿関係者及び寒冷地自動車試験関係者の恒常的な利用と、更には観光・ビジネスなどでの一般利用者もリピーター客として定着・拡大が図られてきております。

また、レストラン・宴会部門におきましては、常に新鮮な地元の食材にこだわった食事の提供を基本として、特に今期は地元産サフォークラム肉を活用した翠月オリジナル料理「ラムとろ丼」などの開発に工夫を凝らすとともに、料理教室やワイン・日本酒を楽しむ会等、各種イベントなどを推進し、利用客の誘致を図ってまいりました。

更に、入浴部門につきましては、入浴回数券の市民向け特別販売や、今期から「風呂の日」を毎月2回に拡大しての割引サービスの提供などに努めてきたところであり、これらの取り組みが利用者から高く評価されたことなどによって、当初の売り上げ目標額を18.8%上回る営業開始以来最高の販売高に結びついたところであります。

その結果、営業実績といたしましては、宿泊部門で1万6,235人の利用客で売上額は7,970万7,000円、宴会部門では2万1,652人の利用客で5,796万7,000円、入浴部門では5万2,349人の利用客で1,886万7,000円、食堂部門で4,263万円、特産品部門では810万8,000円、その他研修室貸室料金で70万3,000円を合わせた総売上額は2億798万2,000円となり、これに営業外収入

約92万1,000円を含めまして、第9期営業年度における収入総額は2億890万3,000円となりました。

次に、費用といたしましては、売上原価が5,188万5,000円、販売費及び一般管理費で1億5,522万3,000円、営業外費用で7,000円、法人税など充当額80万2,000円で、支出総額2億791万7,000円となり、差し引き98万6,000円の当期利益となったところであります。

なお、本市の出資金1,000万円につきましては、本事業資金として適正に管理されているところであります。

次に、第10期営業年度の事業計画及び予算について申し上げます。

本期も引き続いて、合宿関係者等の受け入れを中心に、行き届いたおもてなしとサービスの充実強化に努めるとともに、新たな羊肉オリジナル料理の開発など地元農畜産物にこだわった新鮮な食事の提供や、市民還元等の各種イベントを開催いたしてまいります。また、入館者を対象に毎月10日と26日の2回を「風呂の日」として設定するとともに、人気の高い特別入浴回数券の割引サービスプランも引き続き実施をしながら、市民や来訪者の方々に親しまれる施設運営を目指すとともに、18年度から土別イン翠月の指定管理者となりましたことから、この責務を自覚し、その営業展開に鋭意努めてまいります。

このことによる収支計画であります。収入といたしましては、基本となる宿泊、宴会、入浴等の利用客を5万4,150人と見込み、これに食堂、特産品、研修室貸室料などを含めて1億8,500万円、これに要する費用といたしまして、売上原価、販売費及び一般管理費を合わせまして1億8,320万円を計上いたしたところであります。

これにより、第10期営業年度につきましては、収支差し引きで180万円を当期経常利益として見込んでいる次第であります。

以上申し上げます、株式会社翠月の経営状況報告といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御発言がなければ、以上で報告を終わることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、報告第9号は報告を終わることにいたします。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第4、報告第10号 出資団体の経営状況報告についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苺子市長。

市長（田苺子 進君）（登壇） ただいま議題となりました報告第10号 出資団体の経営状況報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により御報告申し上げます。



本報告は、羊と雲の丘観光株式会社の第15期営業年度の経営状況、並びに出資金の管理状況及び第16期営業年度の事業計画予算についてでありまして、その概要を御説明申し上げます。

初めに、第15期営業年度の経営及び決算の状況であります。今期は景気の低迷に加え、特に原油価格の高騰によって燃料費等の経費が増加するなど厳しい経営環境下にはありましたが、レストラン、サイクリングターミナル等、各部門それぞれの経営安定化を図るため、年中無休の営業体制のもとに、羊と雲の丘の雄大な自然やサフォークめん羊などの資源・素材を十分に活用した事業運営を推進し、集客強化に努めてきたところであります。

特に今期は、全国的な羊肉ブームを好機として、バーベキューハウスにおける特製ジンギスカンの提供と土産品、贈答品等の注文販売の強化、更には市民や観光客等のニーズにこたえ、新たに地元の農畜産物を活用したサフォークラム肉オリジナル料理の開発に努めるとともに、その料理のPRを積極的に推進し、利用客の誘引を図ってまいりました。

また、北海道はさわやかな夏と広大な雪景色などの自然や気候風土が、特に近年、観光ブームになっていることから、香港、台湾などの観光客が増加傾向にありまして、本施設におきましても海外ツアー客の誘致とその定着化が図られますように、歓迎案内看板の設置やおいしい料理の提供、更には世界のめん羊館の観光案内を行うなど、行き届いたおもてなしと各種サービスの充実強化に努めてきたところであります。その結果といたしまして、全体では当初の売り上げ目標額を12.5%上回る売り上げ実績となったところであります。

そこで、各部門別の営業実績であります。レストラン部門で2万3,825人の利用客で売上額は2,987万3,000円、バーベキューハウス部門では8,689人の利用客で2,011万9,000円、売店部門では1万3,953人の利用客で1,823万1,000円、サイクリングターミナル部門で1万1,847人の利用客で売上額はつくも青少年の家を含めて2,827万5,000円、世界のめん羊館で1万9,427人の利用客で売上額は1,236万4,000円、これら各部門の総売上額は1億886万2,000円となり、このほか施設の管理運営委託料収入などで4,175万7,000円、営業外収入150万円を含めまして、第15期の営業年度における収入総額は1億5,211万9,000円であります。

次に、費用といたしましては、売上原価が4,932万6,000円、販売費及び一般管理費で1億241万3,000円、営業外費用で2万7,000円、法人税等充当額で31万9,000円、支出総額1億5,208万5,000円となり、差し引き3万4,000円の当期利益となったところであります。

なお、本市の出資金2,500万円につきましては、本事業資金として適正に管理されているところであります。

次に、第16期の営業年度の事業計画及び予算について申し上げます。

本期も本市観光拠点施設としての位置づけのもとに、レストラン部門においては、特に地元産サフォークラム肉等の食材を活用した料理の開発に一層の工夫を凝らし、羊飼いの家オリジナル料理としてのブランド化を目指すとともに、市民還元などの独自のイベントや子羊の授乳、スノーモービルランド等の体験型観光事業を実施いたしてまいります。

また、本年も体験工房「くるるん」の開設及び全国ニット大賞などの各種行事等が本施設に

において開催されますことから、これら取り組みとの協力・連携も図りながら、見て、食べて、体験することのできる魅力ある施設運営を行い、観光客等来訪者の誘致を推進いたすとともに、18年度からレストラン、サイクリングターミナル及び世界のめん羊館の指定管理者となりましたことから、その責務を自覚し、経営の安定に努めてまいります。

このことによる収支計画であります。収入といたしましては、レストラン、サイクリングターミナル、世界のめん羊館等の利用者は総数で7万500人を見込み、収入総額では、これら各施設の売上額と管理運営に係る指定管理料収入などを合わせて1億4,333万9,000円、これに要します費用といたしましては、売上原価、販売費及び一般管理費を合わせまして1億4,270万円を計画いたし、収支差し引き額で63万9,000円を当期計上利益として見込んでいる次第であります。

以上申し上げまして、羊と雲の丘観光株式会社の経営状況の報告といたします。（降壇）  
議長（岡田久俊君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

斉藤議員。

16番（斉藤 昇君） それぞれの部門で随分健闘もされておりますけれども、特にサイクリングターミナルが計画から見ても非常に落ち込みが激しくて、これが全体の足を引っ張っているんでないかという気がするんだけど、サイクリングターミナルを独立採算でやるとしたら、サイクリングターミナルだけでどれだけの赤字を出していることになるんでしょう。

議長（岡田久俊君） 織田商工労働観光課長。

商工労働観光課長（織田 勝君） サイクリングターミナル部門に限って、その赤字といたしますが、損失について申し上げさせていただきますと、収入では293万4,000円の損失額が発生いたしております。

議長（岡田久俊君） 斉藤議員。

16番（斉藤 昇君） これは委託料も出しているんだけど、委託料の出し方としてですね、今度は指定管理者になったんだけど、この報告はまだ指定管理者でございませぬ。委託料の出し方として、独立採算でいくとどこで293万の赤字を出しているというふうになりますと、委託料の出し方としては幾らまでなら出せるといいますか、委託料をサイクリングターミナルに出している基準といいますか、これはどの程度というふう把握して委託料をお出しになっているんですか。

議長（岡田久俊君） 織田課長。

商工労働観光課長（織田 勝君） ターミナルの委託料の算出根拠なんですけれども、まず使用料等の宴会とかですね、そういう収入につきましては、およそ3～4年の実績を見て算出いたしておりますし、また、その支出につきましても、その実績を見てですね、そして支出が収入を上回るものですから、支出から収入を差し引いた分を委託料として算出いたしているところでございます。

議長（岡田久俊君） 齊藤議員。

16番（齊藤 昇君） どの施設でもそうだと思うんだけど、特に原油価格の高騰なんかによって、随分、ほかの施設なんかもそれだけの支出増を余儀なくされているんだけど、この報告にあるサイクリングターミナルの赤字の要因、これらについてはどういうふう把握をしていらっしゃるんでしょうか。

議長（岡田久俊君） 織田課長。

商工労働観光課長（織田 勝君） このサイクリングターミナルは昭和54年に建設いたしております、今日まで長年経過をする中で、施設も古くなってきております、特にここ数年は、ボイラーでありますとか、屋根だとか、排水設備とか、特に水回りの関係なんです、ここが随所に故障いたしております、そういう施設設備の補修ということが続けてきているような状況でございます。

こうした中にありまして、宿泊利用の内容なんですけれども、特にこの施設は工事関係でありますとか自動車関連関係のお客さんが多いんですが、この方々は連泊をされるわけでありませぬ。しかし、このターミナルは個室がありません。2人部屋が2室、4人部屋が9室、大部屋が3室、計14部屋、定員は69人ということなんですけれども、そういうようなことで、お客さんのニーズにこたえて対応いたしております、大部屋は別といたしましても、2人部屋だとか4人部屋、ここを1人で利用するということになっております、これがまず1つには売上高の減少の要因であろうと思います。

それから、工事関係の利用者も16年度から比べると少し減っているというようなことでありまして、収入につきましては前年に比べると155万ほど落ち込んでいます。一方、支出なんですけれども、今、議員のお話もございましたけれども、原油価格が高騰しておるというようなことで、重油を使うわけなんですけれども、ここはおふるがあるわけですから、非常にたくさん使うので、この経費がかさんでいるということ。それから仕入れ原価ですが、ただいま申し上げましたように連泊する方が多いものですから、毎日同じというようなわけにはいかないものですから、なるべくあきがこないといいますか、そういう料理を工夫をいたしておりますし、また宴会なども含めてたくさんの方に来ていただきたいということで、仕入れの内容もいい料理を使うということで、そこら辺の原価も高くなったというようなことが要因であるというふうに考えております。

議長（岡田久俊君） 齊藤議員。

16番（齊藤 昇君） この羊と雲の丘観光株式会社は、新聞によりますと、総会で社長も交代されて新しい社長になった。それから、専務も新しい専務。これは、前は助役が専務になって、今度は助役がかわって、相山専務になったかと思うんです。

私はやっぱり1つには、独立採算でどう工夫をしてやるのかということと、それから1,700万の赤字を抱えているわけですね。だから、新しい社長や専務になったこれを契機にしてですね、新しい発想や工夫、これらによって、そういう負債計画なんか積極的に立てながら、そ

して経営をしていく、そういう努力をぜひしていくべきではないか。これはどの施設についても健闘されているし、敬意を表するところだけれども、ぜひ羊と雲の丘もほかの足引っ張りにならないように、ひとつ努力をしていただきたいと思うんだけど、この点はいかがでしょうか。

議長（岡田久俊君） 相山助役。

助役（相山慎二君） 私、今、話がありましたように、昨年10月から専務という形で、年度途中でありましたので、それは別といたしましても、今ちょっとターミナルの関係で申し上げます。

羊と雲の丘観光株式会社にターミナルを委託するようになったのは、会社ができてから後に、その分のターミナルも含めて委託をしてまいったところであります。その時点から、ターミナルについては収支がなかなか合わないということで、委託料も含めてそういう形で出しながら会社の方にやったわけでありますけれども、今申し上げましたように、なかなか施設としての利用効率が、今課長から話ししましたような経過があって伸びない。一方では、今回、羊肉ブームという形で、レストラン部門では売り上げがかなり伸びているわけですが、一方ではターミナルの方で足を引っ張って、結果的には3万数千円の純利益にしかつながらなかったということがございます。

そういったこともございますので、今、私も専務という立場でもありますし、経済部長も取締役という形の中に入っておりますので、このターミナルの問題をまずどうするのかと、そういうものを会社に負担をかけ過ぎることはいいのかどうかと。最初、レストラン部門で始まった会社ですから、その辺の整理を1回する必要があると。

そして、レストラン部門で申し上げますと、仕入れとかいろんな部分でどういう形になっているのかということについて改めて総点検をする中で、そういった中で、今、話がありましたように累積欠損金があるわけですから、それをやっぱり解消していける経営戦略というものの、計画というものを立てていく必要があるだろうということで、今、その検討に入ったところでございまして、ちょっとまだ時間がかかりますけれども、例えば5年なら5年という計画でこの累積欠損金を解消する、そういった一つの計画を持って、それに向かって経営努力をしていくというように考えているところでありますので、そういったことで、もうちょっと時間はかかりますけれども、そういう一つの枠組みの中で経営に当たっていきたい、そのように考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（岡田久俊君） 他に御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御発言がなければ、以上で報告を終わることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、報告第10号は報告を終わることにいたします。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第5、議案第74号 土別市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議案第75号 土別市国民健康保険条例の一部を改正する条例について及び議案第79号 平成18年度土別市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、以上3案件を一括議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苺子市長。

市長（田苺子 進君）（登壇） ただいま議題となりました議案第74号 土別市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議案第75号 土別市国民健康保険条例の一部を改正する条例について及び議案第79号 平成18年度土別市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、一括してその概要を御説明申し上げます。

最初に、土別市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。平成17年度の国民健康保険税につきましては、昨年9月の土別市と朝日町の合併以降も、それぞれの自治体の旧税率を適用してまいりましたことから、今回が合併後初めての統一した税率となります。

国民健康保険税の介護分につきましては、旧土別市が平成12年以降税率改定を行っていないため、介護分税収入と介護納付金との収支バランスが崩れておりまして、この均衡を図るために税率を改正いたそうとするものであります。これを単年度で是正いたしますと、引き上げ幅が大きいため、2年程度をもって段階的な改正とすることとし、平成18年度につきましては、所得割1.3%、資産割4.0%、被保険者1人当たりの均等割6,000円、1世帯当たりの平等割5,000円といたすものであります。

また、介護分の賦課限度額につきましては、地方税法の改正によりまして、平成18年度分の介護納付金課税額に係る課税限度額が9万円となりましたので、現行8万円から9万円に改正し、法定限度額と同額にしようとするものであります。

一方、医療分につきましては、国等からの助成金の増加などから、平成17年度の決算状況がおおむね5,500万円程度の黒字となる見込みでありますことから、市内の景気動向に回復の兆しが見られないこと、更には介護分の値上げにより現役世代の負担が増加することなどを考慮して、税率を引き下げるものであります。

また、旧土別市で実施をしてまいりました軽減措置への上積みにつきましては、子育て中の現役世代への波及が見込めないなど制度的な限界もあるため、この上積み措置を廃止し、応益割税率の引き下げによって、現役世代である中間所得層も含めて全世帯、全被保険者に対して税負担を軽減することといたしました。平成18年度につきましては、所得割10%、資産割40%、均等割2万3,000円、平等割2万5,000円といたすものであります。

そのほか合併に伴います国民健康保険税の納期につきましては、本年度より7月から2月までの8回とし、農業課税につきましては9月と12月の2回の納期といたします。また、16年度の税制改正により65歳以上の年金所得の控除額が減額され、本年度の国保税賦課から適用となりますことから、課税される年金所得が最大では20万円増加となることに対する激変緩和措置

として、本年度13万円、19年度7万円を国保の課税年金所得から減額する経過措置を講じようとするものであります。

次に、土別市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、国の医療制度改革の一環として、出産育児一時金の支給基準額が平成18年10月より改定されますことから、本市におきましても、現行の30万円から35万円に引き上げ、国の支給基準額と同額といたそうとするものであります。

次に、平成18年度土別市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。今回の補正につきましては、ただいま申し上げました税率の改定等に伴うものでありまして、まず歳出につきましては、平成18年度療養給付費などの再推計をいたしました結果4,070万2,000円の減額となり、歳入につきましては、新税率の適用と18年度分の基準所得の確定結果も含めた税額算定により、国民健康保険税が6,539万3,000円の減となり、療養給付費の減額に伴います国・道支出金及び療養給付費等交付金の減額が3,030万8,000円となり、平成17年度決算に伴う繰越金を5,500万円計上いたし、差し引き4,070万2,000円の減額といたして収支の均衡を図った次第であります。

なお、支払準備基金につきましては、当初予算どおり1億700万円程度の取り崩しを見込んでおり、18年度末の基金残高は約6,000万円と推計をしているところであります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

北口議員。

2番（北口雄幸君） 国保の税率改正ということですが、今、市長からの提案説明の中でいきますと、それと資料等を見せていただいたときに、17年度の決算の中では5,700万ほどの黒字になっているということでありまして、これを医療分あるいは介護分というふうに分けるとどのようになるのでしょうか。

議長（岡田久俊君） 池田市民課長。

市民課長（池田文紀君） お答えをいたします。

今、市長からもお話ししましたが、最終的には決算につきましては5,700万ほどになるかと思えます。これの内訳でございますが、介護分につきましては3,246万7,000円の赤字になります。それから、医療分につきましては5,715万6,000円程度の黒字となりますが、そのほか、本年度につきましては退職分が制度上、概算払いという形になっておりまして、単年度で言いますと3,238万3,000円の黒字になっております関係で、全体としてはおよそ5,700万円程度の黒字と、こういうふうになってございます。

以上です。

議長（岡田久俊君） 北口議員。

2番（北口雄幸君） 今回3,200万の赤字が出たということで、それで今、提案説明の中でも介

護分を引き上げをしたいということになるというふうに思うんですけども、ということは、逆に言えば3,200万の赤字で、なおかつ国保全体で5,700万の黒字ということになると、その3,200万の赤字というのは医療分のお金で国保全体を賄っていたのかということになるかと思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（岡田久俊君） 池田課長。

市民課長（池田文紀君） お答えをいたします。

結果といたしましては、医療分から全体の補てんをしておりますので、医療分から補てんしたということになるかと思えます。

議長（岡田久俊君） 北口議員。

2番（北口雄幸君） 医療分で補てんをしたということであれば、本来、国保の中では医療分と介護分というのが別々で、本来、介護保険というのは、40歳から65歳までの人が負担をするというのが介護分だと思うんですが、医療分というのは、言ってみれば若い人から含めて入っているわけでありますから、そういった意味では40歳までの被保険者が負担しなくてもいい分を医療分として、介護のために3,200万負担しているということであれば、本来の姿とすればおかしいと思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（岡田久俊君） 池田課長。

市民課長（池田文紀君） 今、北口議員から御指摘がありましたとおりでありまして、本来、介護分と医療分については、その趣旨もあるいはその対象者も違うわけでありまして、そういう面では、医療分で補てんをするということは本来的には好ましくないというふうに市としても考えています。

ただ、言いわけではないんですが、市といたしましては、ここ4年ほど毎年2,500万円程度の特例調整交付金の追加交付を受けてきております。全体的な財政も安定してきた中で、このところ景気が非常に悪いという状況もありまして、介護分の値上げはと言っても、やはり市民から見ると値上げというふうになりますので、その辺を考慮して値上げをしなかったということでもありますけれども、今、議員からお話をされました本来的な趣旨ということからすると、やはりそれは運営としては問題があるというふうに考えておりますから、被保険者の公平な負担ということから考えましてもですね、市としても早急に是正をいたしたいというふうに考えているところであります。

以上です。

議長（岡田久俊君） 北口議員。

2番（北口雄幸君） 市長の先ほどの答弁の中で、今回、介護分を引き上げをするけれども、引き上げについては一気に引き上げは難しいので、段階的にしたいということでの提案があったんですけども、それで、具体的には仮に介護分だけで収支の均衡を図ることになってくるとしたならば、今回、所得割で1.3、資産割で4%、均等割が6,000円、平等割が5,000円という提案ですけども、これが介護分だけで収支の均衡を図るとすれば、どの程度の税率と

いうふうに試算されているのかお聞きしたいと思います。

議長（岡田久俊君） 池田課長。

市民課長（池田文紀君） お答えをいたします。

今回については中間ということで、当初何ぼにすれば均衡がとれるかということで試算をしておりますが、それでいきますと、所得割については、改定案より更に0.6%上がりまして1.9%、資産割につきましては、全道的な状況もありますので、4.0で固定かなというふうに思っていますが、均等割につきましては8,400円、これは2,400円また上がります。それから平等割については7,300円、これは2,300円更に上がりますが、そういうような金額になるかどうかということで試算をしております。

以上です。

議長（岡田久俊君） 北口議員。

2番（北口雄幸君） ということは、今回、18年度で介護分を引き上げするよということになりますと、今後、19年度も引き続き介護分の引き上げをするという予定をされているのでしょうか。

議長（岡田久俊君） 池田課長。

市民課長（池田文紀君） 今回のお話については、あくまで18年度の税率の改定でございます。

今、お話しいたしましたように、介護分については早急に収支の均衡を図る必要があるというふうに考えておりますから、市といたしましては、19年度で再度、介護分については引き上げを提案することを考えております。ただ、今ちょっと言いましたが、今回の改定についてはあくまで18年の改定でございますので、19年度につきましては、18年年度の決算状況も含めて見ながら再度運営協議会に諮り、そして、来月の6月ごろになると思いますが、議会にもお諮りをするような形になるかと考えております。

以上です。

議長（岡田久俊君） 北口議員。

2番（北口雄幸君） 国保全体で、介護分については収支の均衡を図るということで順次引き上げていくという話でして、更に医療分については若干赤字だから今回下げたい。それと、低所得者だとかは0.5%削減すると。その関係で下げたいということで、それぞれ引き下げをされていきますけれども、示された資料4の中でいきますと、今回、1億7,000万基金の繰り入れをして収支の均衡を図るというふうに見込まれておりますし、仮に6,100万の予備費を使わなければ、繰入額は4,000万ちょっとぐらいで終わるだろうということなんですけれども、仮に今年はその程度で終わったとしても、医療費の動向などもあるし、今年の繰越金が5,000何百万ありますから、そういった意味では、来年の決算というのはまた厳しい状況になってくるんだろうなと思うんですよ。

今回、引き下げることはいいいことなのかもしれないけれども、今年引き下げて、また来年引き上げる。あるいは基金がすべてゼロになって、今まで何十年もかけてためてきた基金がすべ



て使われてしまう。そんなことが果たしていいのかどうかという議論も僕は必要なんでないかと思うんですけども、その辺で、医療費などの動向についてはわからないかもしれませんが、今年、来年などのいわゆる短期的あるいは中期的な見通しがあればお聞かせいただきたいと思います。

議長（岡田久俊君） 池田課長。

市民課長（池田文紀君） この点につきましては、各議員さんからも御心配をいただいている点でございます。事前に勉強会で説明をさせていただきました資料では、これは予算の説明資料でございますが、予備費を使わなくても4,650万程度の赤字ということになっております。これは補正を組む段階ではこういう数字でございますが、ただ、補正段階では、例えば17年度の決算で見ましても、特別調整交付金の追加払いでありますとか、そのほか高額医療共同事業での予定分以上の収入ということもあったわけですが、これらについては、当初予算の中で収入として見込むということはなかなかできませんでしたので、こういう分については若干期待できるところがあります。そういう意味で言いますと、4,650万というのは赤字の最大幅というふうに考えておりますから、現実にはもうちょっと改善が見込めるのではないかというふうに思っております。

更に、これは6月上旬になってようやく動向がわかってきたわけですが、医療費の動向につきましても、予定よりは医療費が少し圧縮されるというような傾向も若干見られるところもありますので、そういう面では18年についてはもうちょっと収支が改善されるのではないかという期待をしておるところであります。

19年につきましてはですが、19年については実は一番私も心配をしているところございまして、19年について今お話がありましたように、今回下げて、19年に上げるというようなことは、まかり間違ってもできないというふうに考えております。ただ、介護分については上げさせていただかなければいけないというふうに考えておりますけれども、医療分については、そういうこともありまして何とか現行維持をしていきたいと思いますが、今の見通しで言いますと当然繰越金がございますから、少なくとも、介護分が大体1,800万円程度上がったとしてもまだ不足を生じますので、基金を取り崩すということについては避けて通れないだろうと。ただ、そういう面では、今お話がありましたように、基金の大半を取り崩してしまうというような状態にはならないのではないかというような見込みをしております。

いずれにしましても、全体の動向が必ずしも明確に予測できないような状況もありますので、したがって、19年の税率につきましては再度その時点で全体を明らかにして、御報告をし、提案をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

議長（岡田久俊君） 北口議員。

2番（北口雄幸君） そういうような形でぜひよろしくお願ひしたいと思うんですけども、国民健康保険というのは、先ほど冒頭でも話がありましたけれども、一般被保険者の医療分と退

職被保険者の医療分、そして介護分のその3つがまとまって国民健康保険という形を運営されているといいますが、それぞれが独立しているというふうに思うんです。ですから、それぞれがある程度収支の均衡を図っていかないと、本来負担すべき人でない人の分を別な人が負担をしなければならないという形になってきますから、そういった意味では不公平になるのではないかなと私は思います。

ですから、今後はそれぞれの分をきちんと分析をしながら財政状況を把握し、一定の期間で税率等の見直しをしていく、そういう必要もあるんでないかと思えますけれども、この辺についてのお考えをお示しいただきたいと思えます。

議長（岡田久俊君） 池田課長。

市民課長（池田文紀君） その点については御指摘のとおりでございます、それぞれ一般の医療分、退職分、それから介護分ということがありますので、本来そういう制度になっていることについては我々も十分承知をしているわけでありまして、今まで土別については税制改正がなかったということも含めて、そういう面では安易であったのかなという反省をしております。

そういう面で、勉強会でもお話をさせていただいておりますが、来年、19年度については今お話ししましたように介護の改定があります。医療費の国保給付分についても動向がはっきりしていると思えますから見直しをしなければなりません。それから、20年については医療制度が変わりますので、これについても見直しをしなければならないということで、当面、毎年見直しをするような形になりますので、こういうこともありますから、事務的にもきちっと整理をしながら当たってまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

以上です。

議長（岡田久俊君） 他に御発言ございませんか。

小池議員。

7番（小池浩美君） 土別の介護保険は、平成12年に改定されてから今日までそれほど大きな動きもなく来ておりますし、軽減の割合も0.5ポイント上乘せしてということで、ずっと今日まで来ておりますが、この間、だからといって、市民の税負担感というのは決して少なくないものがあるわけで、特にこうやって景気が低迷してきている中で、現実に国保を納めるのは大変だという声があちこちで聞こえるんですね。ですから、今回改定されたということは、やはりその改定が引き下げにつながらないと私は問題だなというふうに思うんです。

少しでも市民の負担を軽くする方向で改定されたということで、先ほどの市長の御説明でも全部の世帯への税負担の軽減を目指したんだというふうにおっしゃっていましたが、そういう意味では方向は私は正しいのではないかなと思うんですけれども、ちょっと説明がよくわからなかったのでお聞きするんですけれども、65歳以上の高齢者の方々、所得が非常に低いということもあって大変だということもありますが、滞納の資料を見せていただきますと、滞納も本

当に年々増えていますね、国保税を滞納する方々、生活が本当に苦しいんだと思います。

それで、滞納の資料の中で、世帯の所得が300万以下とか250万以下という、そこら辺の世帯が世帯全体の中での滞納の割合が大きいというようなことになっておりますが、そういうことも含めて、全部の世帯の税負担の軽減を目指すとおっしゃったことについて、もうちょっと具体的に、例えばこれはこうなんだよというような、今私が言いました滞納の多い所得300万円以下、250万以下の方々はどういうふうになるのかというようなこととか、ちょっと二、三、具体的に事例を聞かせていただけたらなと思います。

議長（岡田久俊君） 池田課長。

市民課長（池田文紀君） もし勘違いをしてお答えをした場合は後で御指摘をいただきと思うんですが、基本的に国保税というのは相互扶助の制度でありまして、そういう面で言うと、全体がどのように公平に負担をするかということであると考えております。今回につきましては、なるべく全体に及ぶような引き下げということで考えておりますけれども、必ずしもすべてが下がるということにはならなかったわけでありまして。

それで、まず滞納の状況はどうだというお話がございました。滞納につきましては、所得で申し上げますと、全体的には所得の高い方と所得の一番低い方、この方々は割と滞納は少ないです。例えば、所得で言いますと300万超の方は8.3%、それから33万円以下の所得の方は4.3%です。だけれども、所得の高い方のもうちょっと下ですね、2番目ぐらいのところですが、例えば所得が250万から300万、この辺の方々は15%程度の滞納率になります。それからもうちょっと下がります、例えば所得が100万から200万、この辺の方ですと12%程度ということで、中間所得層の滞納率が高くなっております。

市といたしまして、運営協議会とも協議をさせていただきましたが、その中で一番注目いたしましたのは、現役世代の方々への配慮がどうなんだろうかということで考えたわけでありまして。たしか去年の暮れだと思いますが、新聞で、病院にかかれなくて手おくれで亡くなった方が全国で11名ほどいたというようなことも情報で流れておりましたけれども、あそこで書かれていた方々も実は現役世代であります。おおむね収入で直しますと大体300万ぐらい、それで子供さんがいられて大変御苦労されているという方なんですが、そういう方々を今の制度に当てはめると、軽減ということで対象をやっていますが、なかなかその対象に入っていないということでしたので、言ってみれば、何とかそういう方々にも光が当たる方法がないだろうかということで今回の提案になっているわけです。

それで、具体的な事例をちょっと教えてくれないかということであります。これは、標準的な世帯というのがどの辺なのかというのがちょっと決めかねるところもありますが、例えば65歳以上で老人2人の世帯になりますと、一般的に国民年金だけだと、ほとんど7割軽減になります。したがって、その場合については、お話をいたしましたように、年間で600円程度の値上げになってしまうということでありまして。

それから、65歳未満の介護保険の課税対象になる2人世帯なんかを想定しますと、これは年

金額にもよるんですが、年金額130万程度ということになりますと、大体5割軽減になるかなと。そうしますと医療分では1,800円程度のマイナスになります。ただ介護分が4,500円程度増加をいたしますので、差し引きで2,700円の負担増にはなりません。

それから、現役世代、いろいろありますが、例えば夫婦2人子供2人というようなところを想定いたしますと、給与収入を大体273万円で置いたんですが、270~80万とこういうふうに置きますと、年齢によって違いますが、介護保険の納入義務があります40歳から65歳で申し上げますと、医療分ではマイナス9,200円ですけれども、介護分が1万3,000円増えますので、差し引きでは3,800円の負担増になります。介護分の納付義務がない親御さんで40歳未満ということになりますと、当然これは介護分はありませんので、医療分だけで9,200円の減額と、こういうふうになります。

こちら辺は説明資料の方にもおつけしたんですが、そういうようなことですね、必ずしも全員が下がるということではございません。ただ、そういう面では下がる方も上がる方もいらっしゃるんですが、上がる方についてはなるべくその影響を少なく、そしてできるだけ現役世代については、幾分かではありますけれども、何ぼかでも下げようということ、制度の限界はありますけれども、その中で工夫をさせていただいたということでございます。

以上です。

議長（岡田久俊君） 小池議員。

7番（小池浩美君） ちょっとわかりづらいですね、これは。負担増になる層も結構あるということですね。だけれども、今まで軽減の対象にならない層も負担が減るケースも結構出てくると、そういうことですね、今回の場合は。別に私がフォローすることはないんですが。

それで、保険料の2割、5割、7割軽減を受けている世帯の全体の中で、65歳以上の高齢者が7割を占めていると。高齢者人口が圧倒的に多いから、そういうふうになるということとは考えられますが、やはり65歳以上の高齢者は非常に所得の低い方々が多いということですね。資料によりますと、軽減対象者の半数が所得ゼロ円だということにもなっています。

私が一番心配するのは、こういった方々への今回の改定の影響なんですけれども、きょうの新聞にも出ていましたね。住民税が上がるということで高齢者が窓口で殺到していると。4倍にも8倍にも上がったというようなことが出ていましたけれども、このようにいろんな面で、税の面でも介護保険の面でも、いろんなところで高齢者にターゲットを絞った国の政策がどんどんとやられてきて、それが今実施されてきているという状況の中で、国保税もまた改定するというので、これがまた負担になるということになれば、本当にお年寄りには気の毒だということになるんですけれども、私が心配するのは、今より負担増にならないか。ところが、さっきの説明では、65歳以上の方の7割軽減でも600円多くなりますよという御説明でしたよね。この改定作業をされたときに高齢者の方々への対策をどのようにお考えになってやったんでしょうか、ちょっとお聞かせください。

議長（岡田久俊君） 池田課長。

市民課長（池田文紀君） 先ほど申し上げましたけれども、今おっしゃられるように全員が下がるといふことにはなかなかならなかったということでもあります。私どもとしては、今お話がありましたように、制度全般について、高齢者の負担を増やすというような国の制度になっているのは事実であります、それに乗ったということではございません。ただ、当然土別についても高齢者が多いわけでありまして、そういう面では当然、多い高齢者についても配慮をいたさなければならぬというのはそのとおりでございます。

ただ、先ほども申し上げましたけれども、0.5ポイントの上積みの制度をどうしようかということで、市としては当初合併するときに、朝日と合併して統一税率をつくりますから、どうしようかということ考えたときに、この制度がだめだとかいいとかということではありませんで、これはずっと議会を通じてその中でやろうと、低所得者に対する対策としてやろうということやってきたことですから、これは大事な政策でありますから、これを否定するということではございません。ただ、合併するに当たってどうなんだろうと、今どういう状態なんだろうということをいろいろ検討させていただいたということです。

その中で、確かに高齢者に対しては光が当たっているんですが、どうも現役世代の生活が大変苦しいところにはなかなか制度としては行き渡らない、波及効果がないということになってきたわけですね。その中で、介護分はどうしても制度上引き上げをしなければならぬ。そうすると、現役世代は大変厳しい中で介護分も値上げがあるということの中で、さて、どうしたらいいんだろうということになったときにですね、とりあえず、まず従来の低所得者対策、実質的には高齢者が中心になりますが、そういうものと現役世代と含めて、全体的に及ぶ対策というものがとれないんだろうかということ考えたわけですね。その中で、17年度については余剰金も出たということの中で、何とか全体的に平等割、均等割を下げることで改善できないだろうかということで今回提案をしたわけですが、当然原資に限りがあります。したがって、これをやっていきますと、従来の制度と比べますと、得をする方、損をする方、いずれにしても制度ですから出てまいります。

ただ、そういう面ではですね、皆さんが、すべての方がよかったという制度はなかなか作りづらいんですけれども、先ほども申し上げましたけれども、国保制度というのは、それぞれ皆さんが寄り添いながら相互扶助をしていく制度でありますので、そういう面では、どれがいいのかということとは決めかねるわけですが、やはりどの制度が一番公平感があるのかということ考えていかなければならないのではないかなと。そういう面では、今回については、一部値上がりの方もいらっしゃいますけれども、全体的な部分でいえばですね、やむを得ないのではないかなというふうに考えております。

以上です。

議長（岡田久俊君） 小池議員。

7番（小池浩美君） 公平にというようなことが出てきましたけれども、やはりお互いに助け合うというような精神でこの国保運営をやっていただきたいと私は思いますし、また、先ほどの

北口議員への御答弁では、19年度はまた検討して、再度提案するというような御答弁もありました。再度提案する際には、ぜひともこういった困った層の方々、所得の低いの方々への配慮と  
いうのを十分してやっていただきたいなと思います。

終わります。

議長（岡田久俊君） 齊藤議員。

16番（齊藤 昇君） 二、三質問したいと思います。

今、小池議員と課長の話も聞いていても、そちらは随分公平感を持って下げたというけれども、しかし、介護分が入ったところというのは、ほとんど試算の面でも値上がりですね。そこで、幾ら下げたと言っても、国保税の高さというのは悲鳴が上がっていますよ。

そこで、例えば年収200万、給与収入で言えば、標準世帯で言えば、これは介護分も含めてですよ、国保の税額というのは幾らですか。一定の額のやつで教えてもらえませんか。これだけの給与収入で、これだけの国保税だというやつ。それから、私が例えば去年の国保税10万だったと、今度のやつで介護分を含めていきますと私は10万から幾ら上がるんだと。それから、値下がりする部分は、10万だったけれども、これだけ値下がりすると、同じ人間をとってみると。そういうのを具体的にちょっと、小池さんが言ったのもそういうことだと私は思うんですが、具体的にぱっと教えていただきたいと思います。まず、そこから始めたいと思います。

議長（岡田久俊君） 池田課長。

市民課長（池田文紀君） 先ほどの御説明が不十分だったようですが、200万ということではちょっと資料をつくっていないんですが、資料としては、それぞれ7割軽減、5割軽減、2割軽減、軽減なし世帯ということで想定をして、全部試算はさせていただきます。

それで、まず、先ほどと同じ例になると思いますが、年金収入で申し上げますと、国民年金だけの方というのはほぼ7割軽減なので、それは置いておきます。それで、年金収入で127万です。これは年齢の関係がありますので、世帯主が64歳、奥さんが62歳ということで、これはだんなさんの年金収入という仮定をいたしますと、つまり介護保険の該当者ということになります。固定資産税も3,100円ありますよということで計算しますと、最終的に17年度ベースの税率で申し上げますとトータル6万9,700円になります。これは医療分が6万2,500円、介護分が7,200円になります。それから、18年の新税率で申し上げますと、トータル7万2,400円。したがって、比較増減2,700円増えるんですが、先ほど申し上げましたけれども、医療分については1,800円引き下がりますが、介護分が4,500円上がりますので、したがって2,700円上がるというようなことになります。

介護分のある方は皆さん上がるじゃないかとおっしゃられましたけれども、そのとおりでありまして、介護分につきましては、先ほどからお話をさせていただいていますが、構造上の問題がありまして、どうしても上げなければいけないということがあります。そういうことです。

それから、給与収入の現役世代.....

（発言する者あり）

いいですか。以上でございます。

議長（岡田久俊君） 齊藤議員。

16番（齊藤 昇君） 相当な努力をされてはいるんだろうと思うけれども、下がるんだ、下がるんだというようなことをおっしゃるからね。医療分だけの世帯は若干下がるけれども、これは全体の6割を占めていると。介護分があるのは全体の4割だと。介護分は今まで医療分を使ってやっていたわけだから、介護分の人はやっぱ若干上がるのはやむを得ないかなという気がしますけれども、いずれにしても値上がりする世帯も結構多いということを申し上げておきたいと思います。

それで、滞納の問題も話題になっておりましたけれども、今、17年度の滞納者数、それから滞納額、これは現年度、滞納繰越、そして、これらに対してどういう収納をやっていらっしゃるのか。特に、毎年、滞納繰越分を含めて未納があるものだから、1,000万、1,000万、1,000万ぐらい増えていくような形に見えるんだけれども、その点、滞納についてお知らせいただきたいと思うんです。

議長（岡田久俊君） 池田課長。

市民課長（池田文紀君） 滞納の状況でありますけれども、本市につきましては、全国的にも滞納が今増えておりますが、収納の割合で申し上げますと、国保税については前年度より上がっております。改善をされています。今、94%程度ということで、かなり土別については市民の方の御理解が深いんだと思いますけれども、何とか工面しながらでも納めていただいているということでもあります。ただ、どうしても納めていただけてない方もおられるわけでありまして、6%程度が未納となっているわけでもあります。

滞納につきましてはそういうことで、対応ということですが、市といたしましては、あくまでも、いろいろ法的に定められた措置はありますけれども、基本的にはお会いをして、一軒一軒訪問させていただいてお話をさせていただいて、少しでも納めていただいているというのが現状であります。なかなか納めていただけない方もいらっしゃいまして、そういう方につきましては、新聞等でも言われていますが、短期証といいまして、3カ月に1回、保険証を交付し直すという、有効期限が3カ月しかない保険証を出している方がおられますが、これが今6月末現在で43世帯あります。予定ですが、今現在43件あります。これらの方々については、有効期限は3カ月ですが、保険証が使えないということはありませんけれども、それをお越しの機会にお会いしてお話をさせていただいているということでもあります。

そのほか資格証ということで、これは新聞等でも話題になりましたけれども、これは保険証とちょっと違っていて、資格は持っていますよという証明書なんで、一たん医療費を全額病院の方で支払わなければいけないという方です。これについては現在は1名です。これも従来3名ほどいらっしゃいましたけれども、いろいろお話をさせていただいて御理解をいただいて、通常の状態に戻っていただいているということで、1名だけどうしてもまだ連絡もつかないという状態で残っておりますけれども、できる限りお話をさせていただいて御理解をいただいて

いるというのが現状であります。

以上です。

議長（岡田久俊君） 有馬市民部次長。

市民部次長（有馬芳孝君） 滞納者の金額、それから数でございますけれども、私から平成16年度におけます滞納者数について、まずお答えをさせていただきます。17年度は、ただいま資料を取り寄せておりますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思えます。

16年度につきましては、現年度分のみ未納者、それから現年度と過年度の未納者、それから過年度のみ未納者、それぞれございまして、16年度におきましては659人という滞納になっております。うち現年度分のみ未納者が128名でございます。

これらの方々の内訳といたしましては、所得の低い方から中間所得者層、ある程度所得の高い方を含めまして、それぞれの階層にわたりまして滞納者がおりまして、それぞれの割合につきましては先ほど市民課長の方からお答えしたとおりでございますけれども、斉藤議員のお話のように、景気低迷とか重税感がございまして、年々滞納する方の額等が増えていくというようなことも実際にございます。

16年度の滞納額でございますけれども、現年度分につきましては3,762万4,000円、それから滞納繰越分として、それぞれ時効の関係にまだならないものとか越してきますので、1億円を超えるような額が滞納額として残るような形になってございます。

17年度につきましても、16年度より収納率は現年度分につきまして上昇はしたところがございますけれども、同じようなことで滞納額がございまして、若干ずつ増えていくような形になってございます。

17年度の現年度分の滞納額でございますけれども、決算認定前ではございますけれども、現在のとらまえておる数字といたしましては、3,800万程度の未収額、滞納になるのではないかとこのように考えているところでございます。

以上でございます。

議長（岡田久俊君） 斉藤議員。

16番（斉藤 昇君） 16年度で言えば659人の滞納者がいると。

今、課長の答弁では、短期保険証の交付、これが6月現在で43人いますと、こういうふうにおっしゃいましたけれども、659人のうちから43人をどういうふうにして選んだのか。特にです、悪質な滞納者に対して、これは平成16年10月、それまでやっていなかったわけですよ。これから始めたわけですね。悪質な滞納者とこう言っているこの43人はどういう悪質な滞納者なのか。この点を具体的に、皆さん方が短期保険者証を交付したその悪質というのはどういうことなのか、この際お聞かせください。

議長（岡田久俊君） 池田課長。

市民課長（池田文紀君） 悪質ということはちょっと言葉が適当ではないかと思えますが。

（発言する者あり）



それで、取り扱いなんです、短期証、資格証につきましては、国の制度で申し上げますと、1年以上の期間、滞納がありますと資格証を出しなさいということになっておりますが、土別につきましては検討会を内部で持っております、その中で徴収の担当者も含めて状況を協議いたしまして、その中で、基本的にはお会いしてお話をさせていただくんですが、なかなか会っていただけない、呼び出しても来ていただけない、行っても会っていただけない、そういうような方々になります。現在、43世帯68名になります。その方々が短期証ということで、短期証につきましては、1年以上滞納がある方でないといふ別の場合には出しておりません。その中で、一部でもですね、全額入れていただければいいんですが、生活が大変厳しいということの中で一部しか入れられないという方もいらっしゃいます。そういう方については短期証を発行していません。ですから、ほぼ入金がほとんどないという方々になるかと思えます。

その点がちょっと、前の資料だと思うんですが、悪質という書き方をしてしまったんですが、申しわけないですが、そういうことで、基本的には収納を少しでもしていただける方々については通常の保険証で対応させていただいております。

以上です。

議長（岡田久俊君） 齊藤議員。

16番（齊藤 昇君） 何か私が悪質だなんてね、とられる。あなた方が結局、民生福祉常任委員会に資料として出したやつの中に、ちゃんと「悪質な滞納者に対して」と書いてあるから私が言ったわけですよ。どんなのが悪質なのだと。

それから、659人いる滞納者の中でも、そういう人たちを吟味していくわけですよ。ただ、私が申し上げたいのは、資格証は1名だと言うけれども、そういう保険者証の交付や何かによって税を納めていただくというのが基本だと思うんですよ。しかし、医者にかからないで命を落とすなんていう、資格証の場合はそういうことがあるし、それから短期保険者証、こういうものから資格証というふうに移っていく場合だってあると思うんですよ。だから、そういうことがないように、やはり丁寧に家庭の状況でありますとか、いろんな話し合いをしながら収納に当たっていく。収納はもちろんしなきゃならないわけだし、収納の努力と同時に、そういう滞納で困っている家庭を追い詰めてしまわないような、そういう収納のために努力をしていただきたいと思うんだけど、いかがですか。

議長（岡田久俊君） 有馬次長。

市民部次長（有馬芳孝君） お答えをいたします。

齊藤議員のお話にございましたように、滞納者の方々との接触を図りながら、家庭の事情等を十分踏まえまして、国保制度の趣旨にのっとりですね、できる範囲の中で少しの額でも納めていただくというような方策をとりながらですね、個々に御相談をさせていただくのが基本的な方針というふうに現在も考えてございますので、収納に当たりましてはですね、納税担当者あるいは窓口の国保担当者等々からきめ細かく事情を聞く、あるいは訪問の際にいろんな生活実態も踏まえまして事情をお聞きしながら、決して議員の言うような一律的な交付ではなくて、

さまざまな事情を勘案しながら、土別市は土別市としての独自の判断を交えながら滞納対策をして、納税者の方への説明等、御理解をいただくようなことで納税の推進に当たってまいりたいというふうに考えている次第でございます。

議長（岡田久俊君） 他にございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第74号、議案第75号及び議案第79号の3案件は原案のとおり可決されました。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第6、議案第81号 工事請負契約の締結について及び議案第82号 工事請負契約の締結について、以上2案件を一括議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苺子市長。

市長（田苺子 進君）（登壇） ただいま議題となりました議案第81号及び82号 工事請負契約の締結について、一括してその概要を御説明申し上げます。

本工事請負契約につきましては、糸魚小学校改築建築主体工事及び電気設備工事に係るものでありまして、6月14日、指名競争入札に付した結果、建築主体工事につきましては、田中工業・鈴木建設・朝日工業特定建設工事共同企業体が7億8,750万円で、電気設備工事につきましては、長谷川電機・宮武電機・共工電気特定建設工事共同企業体が1億5,204万円でそれぞれ落札し、同日付をもって仮契約を締結したところであります。

この工事請負契約の締結に当たり、地方自治法第96条第1項第5号及び土別市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき議会の議決を求める次第であります。

なお、本件入札は予定価格を事前公表しておりますが、その落札率は、建築主体工事につきましては97.58%、電気設備工事につきましては96.99%となっており、本特定建設工事共同企業体の協定書に基づく出資割合は、建築主体工事で、株式会社田中工業が55%、鈴木建設株式会社が25%、株式会社朝日工業が20%、電気設備工事で、株式会社長谷川電機が40%、宮武電機株式会社が30%、共工電気工事株式会社が30%となっております。

また、この糸魚小学校校舎につきましては、明年10月末の完成を予定しているところであります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第81号及び議案第82号は原案のとおり可決されました。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第7、議案第83号 工事請負契約の締結についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） ただいま議題となりました議案第83号 工事請負契約の締結について、その概要を御説明申し上げます。

本工事請負契約につきましては、市営住宅北部団地新築建築主体工事D棟に係るもので、6月14日、指名競争入札に付した結果、佐藤建設管理・久光組・北海道ブロック住宅特定建設工事共同企業体が5億148万円で落札し、同日付をもって仮契約を締結したところであります。

この工事請負契約の締結に当たり、地方自治法第96条第1項第5号及び土別市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき議会の議決を求めるものであります。

なお、本件入札は予定価格を事前公表しておりますが、その落札率は99.44%となっており、本特定建設工事共同企業体の協定書に基づく出資割合は、佐藤建設管理株式会社45%、株式会社久光組35%、北海道ブロック住宅株式会社20%となっております。

また、この市営住宅北部団地D棟につきましては、明年6月末の完成を予定しているところであります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第8、意見書案第8号 多寄郵便局、上土別郵便局、温根別郵便局の外務事務を土別郵便局に統合する計画に反対する意見書についてから、意見書案第13号 道路整備に関する意見書についてまで、以上6案件を一括議題に供します。

本案については、提案者の説明を省略いたします。

質疑に入ります。

御発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岡田久俊君) それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岡田久俊君) 御異議なしと認めます。

よって、意見書案第8号から意見書案第13号までの6案件は原案のとおり可決されました。

議長(岡田久俊君) 次に、日程第9、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長(田苅子 進君)(登壇) ただいま議題となりました諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

平成18年9月30日をもって、任期満了となります三浦弘宣委員及び種野秀憲委員を再度人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の議決を求める次第であります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。(降壇)

議長(岡田久俊君) お諮りいたします。

本案については、推薦に同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岡田久俊君) 御異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は推薦同意と決定いたしました。

議長(岡田久俊君) 次に、日程第10、推薦第1号 土別市農業委員会委員の推薦についてを議題に供します。

お諮りいたします。

本年7月19日をもって、任期満了となります農業委員について、農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定により、議会推薦の農業委員は3名とし、田中豊子さん、山本 恵さん、広瀬真奈美さんを推薦いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岡田久俊君) 御異議なしと認めます。

よって、土別市農業委員会委員に、田中豊子さん、山本 恵さん、広瀬真奈美さんの3名を推薦することに決定いたしました。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第11、議案第84号 議員の派遣についてを議題に供します。

本案については、提案者の説明を省略いたします。

議長（岡田久俊君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

議長（岡田久俊君） 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

平成18年第2回定例会はこれをもって閉会いたします。

御苦労さまでした。

（午前11時45分閉会）